

「次期本庄市生活排水処理施設整備構想（案）」に対する意見と市の考え方

「次期本庄市生活排水処理施設整備構想（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：令和元年12月5日（木）～令和2年1月6日（月）

2. 意見等の受付人数： 1人 8件 （提出方法の内訳：直接持参1人）

3. 提出された意見及び市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	<p>【P1、P14】 土地区画整理事業を予定している栗崎地区の一部を本庄市生活排水処理施設整備構想で公共下水道区域から合併処理浄化槽区域に変更される理由を示してほしい。</p>	<p>今回の構想見直しは、少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、埼玉県では目標とする令和7年度末で各処理施設の概成を掲げ、国では、公共下水道の整備について、「整備から維持管理へ」と大きな方針転換を図っていることが背景にあります。市として持続可能な下水道事業の運営を行うには、財政面等も考慮し、期間や費用等の観点から検討し、本構想の目標年次までに実現可能な整備区域とするため変更するものです。</p>
②	<p>【P35、P36、P37】 栗崎地区内で公共下水道区域と合併浄化槽区域に分けた判断理由を示してほしい。 栗崎地区新幹線南側の既存住宅地区については、合併処理浄化槽区域に変更せず現構想(公共下水道区域)のままにしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道区域とした理由 対象区域に近接して、公共下水道の管渠が整備されているため施工が容易であり、また対象区域内ですでに区域外流入の利用者があり、既存道路が整備されている等、連担性があるため、整備にかかる時間や費用等の観点から、公共下水道区域としました。 ・合併処理浄化槽区域とした理由 公共下水道の整備について、地形的な課題等により、目標年次までに整備を行うことが難しいこと、また、雨水対策等の課題もあることからこれらを総合的に勘案し、本区域における必要かつ可能な対策を検討したいと考えています。

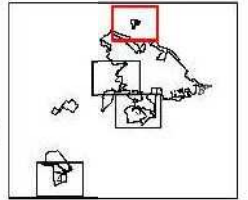
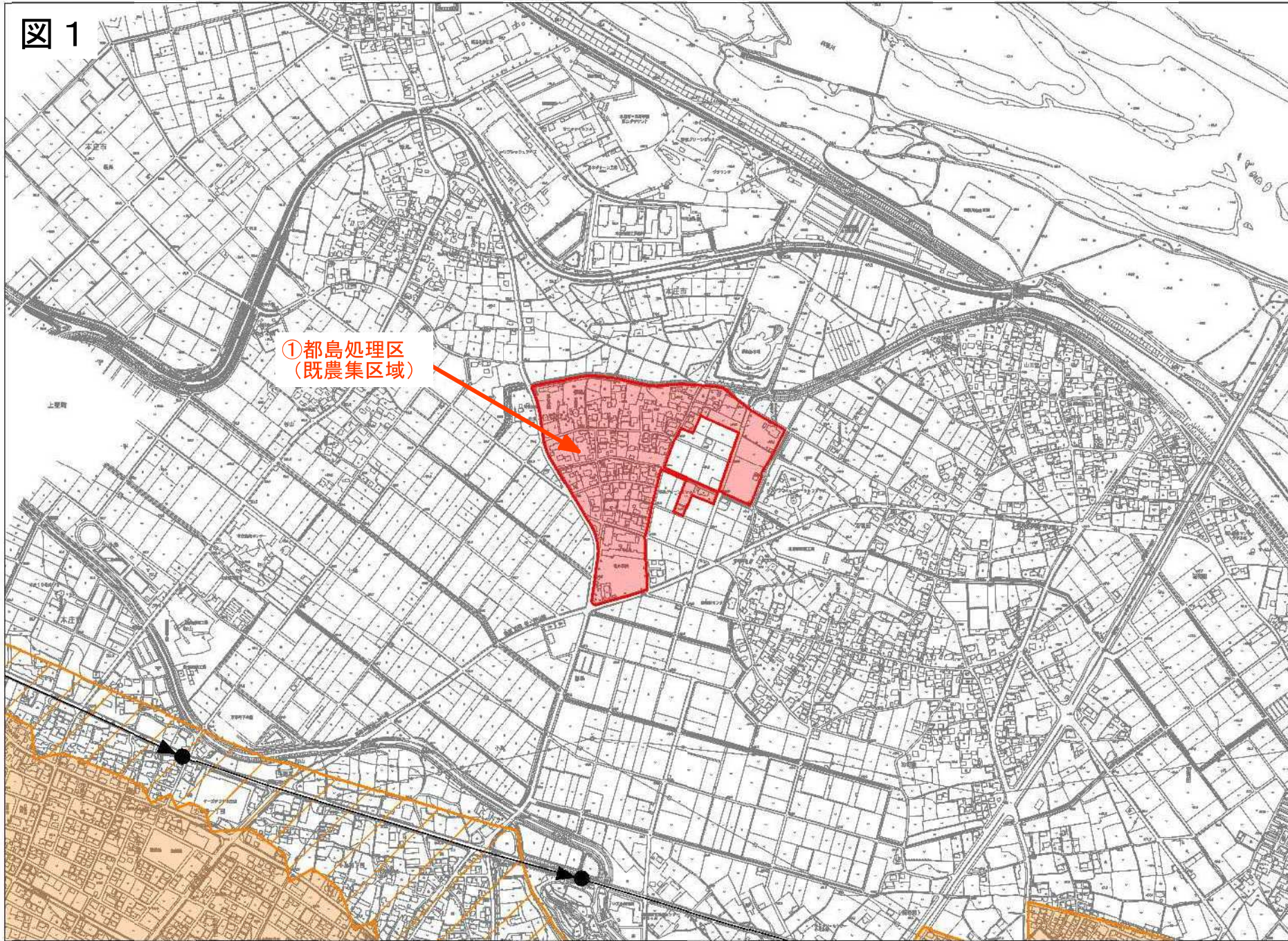
	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
③	<p>【P 8、P 3 3】</p> <p>公共下水道が整備されない場合、このことに対する都市計画税の使い道を示してほしい。</p>	<p>都市計画税は、下水道事業に限らず、道路・公園・土地区画整理事業などの都市計画事業について、各地域の特性や実情、課題等に合わせた整備を進めるための事業費に充てられます。また、過去に整備した各事業の償還金にも充てられます。</p>
④	<p>【P 8、P 3 3】</p> <p>合併処理浄化槽となる区域について、新規設置や法定点検の費用補助などを検討し導入することなどの案を示してほしい。</p>	<p>合併処理浄化槽の新規設置補助や法定点検費の費用補助制度の導入については、市の財政状況等から現状では難しいと考えます。国により、市で管理等を行う公共浄化槽設置などの新たな法整備が行われている状況もあることから、今後も国・県の動向を注視していきます。</p>
⑤	<p>【P 3 3】</p> <p>公共下水道区域から合併浄化槽区域へと変更するのであれば、今後どのように事業を進めて行くのか示してほしい。</p>	<p>地域の課題等を考慮しながら、公共下水道としての雨水幹線の整備などを含め、まちづくりの方針と整合を図り、住民の皆様と協議しながら検討していきます。</p>
⑥	<p>【P 3 3】</p> <p>現時点で本構想を見直したとしても公共下水道の污水整備の基となる全体計画からも外す必要はないと考える。</p>	<p>生活排水処理施設整備の概成を埼玉県では令和7年度としているため、公共下水道污水整備の全体計画を含め、各計画もこれに合わせていくこととなります。今後も社会情勢や財政状況等の変化を考慮し、国・県の動向を注視し下水道事業を進めたいと考えています。</p>
⑦	<p>【P 3 5、P 3 6、P 3 7】</p> <p>生活排水処理方法が変更となる区域を一目でわかるよう早見表や詳細の図面を掲載して欲しい。</p>	<p>本庄市生活排水処理施設整備構想図について、生活排水処理方法が変更となる区域の詳細図と一覧表は開示します。</p>

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
⑧	<p>【P1】 見直しの背景と目的に関連し、見直しの手順など、地権者の意向確認等の必要性を市はどのように認識しているのか示してほしい。</p>	<p>本庄市生活排水処理施設整備構想の見直しは、市民の皆様を代表する下水道審議会に諮るほか、市議会への説明やパブリックコメントで広く意見の募集・公表を行うことで見直しを進めることにしたものです。</p>

生活排水処理方法変更区域一覧表

区域名	区域面積	既構想(H27)からの 変更点	既構想からの変更理由	詳細図 番号
① 都島処理区 (既農集区域)	10.9ha	農業集落排水区域 ⇒公共下水道区域	農集都島処理場の老朽化を踏まえ、公共下水道へ編入する。	図 1
② 本庄中部処理分区 (金鑽通り線東側 西富田地区の一部)	1.1ha	浄化槽整備区域 ⇒公共下水道区域	近傍地区の下水道整備が行われていて時間とコストをかけずに整備が可能である。	図 2
③ 本庄南部第二処理分区 (栗崎地区(一部除く))	31.1ha	公共下水道区域 ⇒浄化槽整備区域	令和 7 年度までに公共下水道として整備をすることが困難と考えられるエリアである。	図 3
④ 本庄南部第二処理分区 (リサーチパークの 既整備エリア除く)	64.5ha	公共下水道区域 ⇒浄化槽整備区域	令和 7 年度までに公共下水道として整備をすることが困難と考えられるエリアである。	図 3
⑤ 児玉南土地区画 整理事業(未認可部)	36.9ha	公共下水道区域 ⇒浄化槽整備区域	令和 7 年度までに公共下水道として整備をすることが困難と考えられるエリアである。	図 4

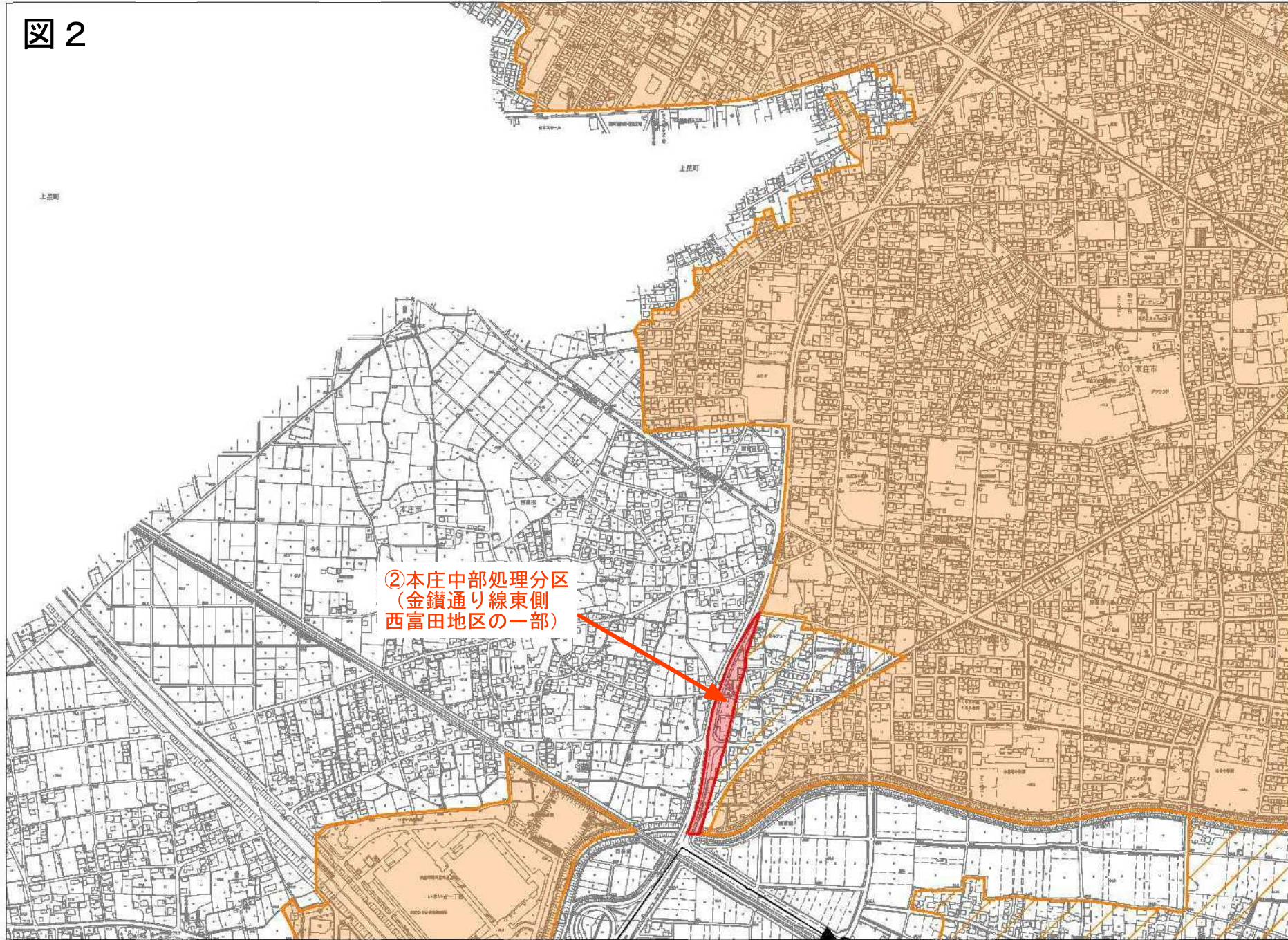
図 1



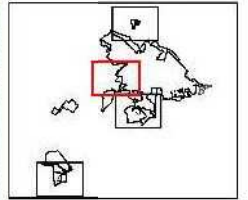
凡 例	
区 界	字 界
	市界
	公共下水道 (指定)
	公共下水道 (指定以外)
	改修下水道 (指定以外)
	改修下水道 (指定)
	指定農集区域
	指定農集区域

1:2,000

図 2



②本庄中部処理分区
(金鑽通り線東側
西富田地区の一部)



凡 例	
記 号	予 意
	市界線
	公共下水道 (指定)
	公共下水道 (計画)
	指定下水道整備区域
	本庄中部処理分区
	合併処理浄化区域

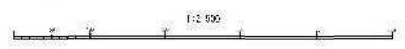
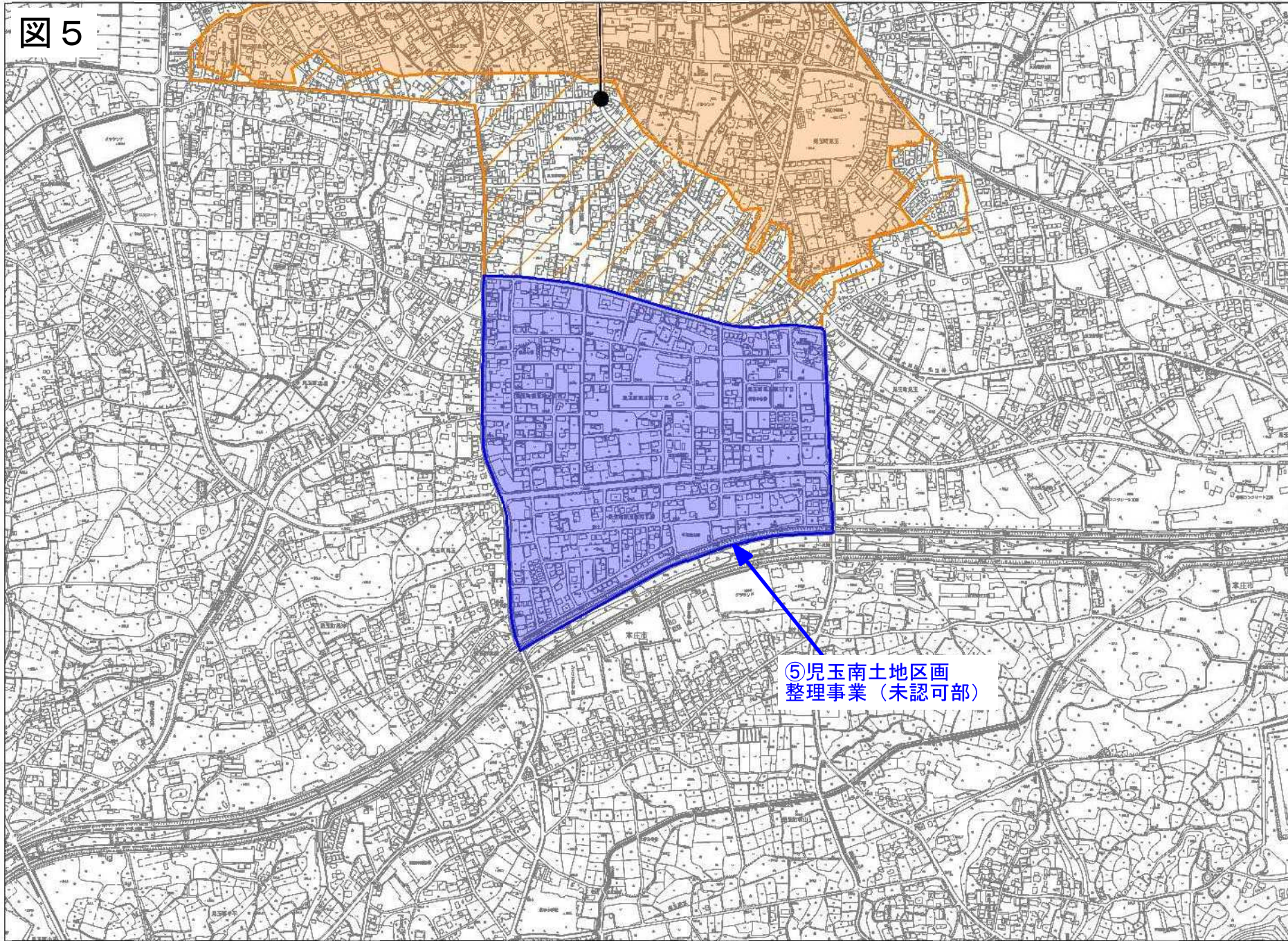
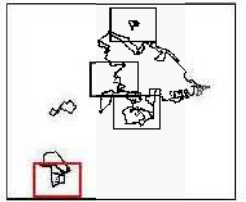


図 5



⑤児玉南土地区画
整理事業（未認可部）



凡 例	
記 号	注 意 事 項
	市界線
	公共下水道「確認」
	公共下水道「計画」
	公共下水道管線及設備
	公共下水道敷設区域
	認可未認認地区区画